

予防規程を定めなければならない製造所等

施設区分	指定条件
製造所	指定数量の倍数が10以上 ※ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等は除く。 ※ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等は除く。
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上 ※ 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所は除く。
移送取扱所	すべて
給油取扱所	すべて ※ 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの除く。